

平成 23 年 7 月 吉日

お客様各位

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

特別法人税の課税凍結延長に関するご連絡

平成 23 年 6 月 22 日に平成 23 年度の税制改正法案が国会で可決、関係する法律が成立し、特別法人税に関し下記の通りとなりましたので、ご連絡いたします。

記

今回の措置

特別法人税の課税停止措置を 3 年間(平成 26 年 3 月末まで)延長する。

【対比表】

	特別法人税の課税停止内容
従来まで	平成 23 年 3 月末まで課税凍結
今回決定内容	平成 26 年 3 月末まで課税凍結

※テキスト等に掲載している本内容についてお読み替えいただけますようお願い申し上げます。

【特別法人税について】

確定拠出年金の運用時は、積み立てた年金資産に対して特別法人税が課税されることとなっておりますが、現在課税凍結中のため実質非課税となっており、今回さらに延長されることとなったものです。

以上